

議案第59号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正  
について

別紙のとおり、琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月8日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例(平成28年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
事業名	種類	手数料の額	事業名	種類	手数料の額
			琴浦町緊急 通報装置設 置事業	月 額 手 数 料	1月当たり 23 0円
略			略		
琴浦町産後 ケア事業	利 用 料 (町 民 税 課 税 世 帯)	1日当たり 委 託料の2割	琴浦町産後 ケア事業	利 用 料 (町 民 税 課 税 世 帯)	1日当たり 委 託料の2割
	利	1日当たり 委		利	1日当たり 委

	用料 (町民税非課税世帯)	託料の1割		用料 (町民税非課税世帯)	託料の1割
			琴浦町買物 支援員派遣 事業	利用 料	1時間あたり 100円
			琴浦町温水 利用の介護 予防事業	利用 料	1回あたり 10 0円
			琴浦町高齢 者筋力向上 トレーニング 事業	ち よ こ つ と り ハ ビ リ 教 室 利 用 料	1回あたり 15 0円
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。